



# 戸籍・住民票・印鑑証明



問 市民課市民係 ☎62-3143

## 証明の種類

種類	単位	手数料	種類	単位	手数料
戸籍謄(抄)本(全部(個人)事項証明書)	1通	450円	住民票	1通	300円
除籍謄(抄)本(全部(個人)事項証明書)	1通	750円	住民票記載事項証明書	1通	300円
改製原戸籍謄本・抄本	1通	750円	印鑑登録証明書	1通	300円
戸籍記載事項証明書	1件	350円	印鑑登録証の交付	1件	300円
除籍記載事項証明書	1件	450円	身分証明書	1通	300円
届書の受理証明書	1通	350円	租税公課に関する証明(所得証明・課税証明・納税証明など)	1年度 1税目につき	300円
上質紙を用いた受理証明書	1通	1,400円			
戸籍附票	1通	300円			

## 戸籍・住民登録に関する主な届出

問 市民課市民係 ☎62-3143

こんなとき	種類	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から <b>14日以内</b>	▶出生届書(出生証明書) ▶届出人の印鑑 ▶国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ▶母子健康手帳 ▶預貯金通帳 ▶健康保険証(児童手当の手続きをする場合、請求者のもの)
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から <b>7日以内</b>	▶死亡届書(死亡診断書) ▶届出人の印鑑 ▶国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ▶後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ▶介護保険被保険者証(該当者のみ) ▶重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費受給者証(助成対象者のみ)
結婚するとき	婚姻届	期間の定めはありません(届出により法律上の効力が発生します)。	▶婚姻届書(成人2人の証人の署名・押印が必要) ▶夫と妻の戸籍謄本(美咲市に本籍のない方) ▶夫と妻の印鑑 ▶届出人の身分証明書 ▶未成年者は父母の同意書 ▶国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
離婚するとき	離婚届	▶協議離婚の場合は期間の定めはありません(届出により法律上の効力が発生します)。 ▶裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定から <b>10日以内</b>	▶離婚届書 ▶届出人の印鑑 ▶届出人の身分証明書 ▶協議離婚の場合、成人2人の証人の署名・押印が必要 ▶調停の場合は調停調書、審判判決の場合は審判書と確定証明書 ▶戸籍謄本(美咲市に本籍のない方) ▶国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
市外から引っ越してきたとき	転入届	転入した日から <b>14日以内</b>	▶転出証明書(前住所から発行されたもの。マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方で転入転出届の特例を受けている方は発行されません) ▶マイナンバーカード ▶住民基本台帳カード ▶届出人の印鑑 ▶届出人の身分証明書 ▶在留カード ▶特別永住者証明書等(異動された外国人の方全員分) ▶パスポート(日本人で国外から転入する方または外国人で持っている方のみ) ▶介護保険受給資格証明書(該当者で前住所地で発行されたもの) ▶預貯金通帳 ▶健康保険証(児童手当の手続きをする場合、請求者のもの)
市外へ引っ越すとき	転出届	転出予定日の前後 <b>14日以内</b>	▶届出人の印鑑 ▶届出人の身分証明書 ▶国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ▶後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ▶介護保険被保険者証(該当者のみ) ▶印鑑登録証(登録者のみ) ▶重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費受給者証(助成対象者のみ)
市内で住所変更をしたとき	転居届	転居した日から <b>14日以内</b>	▶届出人の印鑑 ▶届出人の身分証明書 ▶マイナンバーカード ▶住民基本台帳カード ▶在留カード ▶特別永住者証明書(異動された外国人の方全員分) ▶国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ▶後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ▶介護保険被保険者証(該当者のみ) ▶重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費受給者証(助成対象者のみ)
世帯主を変更したとき	世帯主変更届	届出により変更	▶届出人の印鑑 ▶届出人の身分証明書 ▶国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
世帯分離または合併したとき	世帯変更届		

※持参していただく書類などは、個人により異なる場合があります。

虚偽の届出の未然防止・個人情報保護のため、戸籍の届出や住民異動届の手続きの際は、身分証明書を提示してください。運転免許証・パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書、また、これらの身分証明書が提示できない場合は、保険証・年金手帳などの提出をお願いします。

## 印鑑登録の手続き

問 市民課市民係 ☎62-3143

● **登録資格** 市に住居登録のある満15歳以上の方

● **申請に必要なもの**  
①登録する印鑑  
②本人確認できる書類  
顔写真がある公的身分証明書1点(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)または本市印鑑登録者による保証人と顔写真のない公的身分証明書(健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証等)  
※代理人による申請の場合は、申請後、本人確認のための「照会書」を自宅に郵送します。

● **登録できない印鑑**  
▶氏名以外のものを表しているもの  
▶変形しやすいもの(ゴム印等)  
▶印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるものまたは一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの

## マイナンバー(個人番号)カード

問 市民課市民係 ☎62-3143

マイナンバー(個人番号)カードは、マイナンバー制度において本人確認などに使用するICが搭載された顔写真入りのカードです。

表面には、住所・氏名・生年月日・顔写真が記載され、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として使用できます。裏面にはマイナンバーが記載されます。

電子証明書を搭載した方は、税の確定申告などの行政手続きをインターネットを通じて行うことができます。

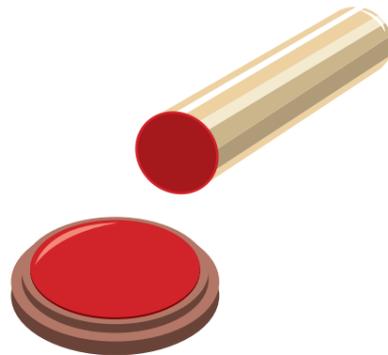
- ▶マイナンバーカード、電子証明書発行手数料は、初回は無料です。
- ▶再発行手数料は1,000円(マイナンバーカード800円+電子証明書200円)

### 有効期間について

- ▶**マイナンバーカード**  
…20歳以上の方:発行日から10回目の誕生日まで  
…20歳未満の方:発行日から5回目の誕生日まで

▶**電子証明書**  
発行日から5回目の誕生日まで(更新する場合は、マイナンバーカードを持参のうえ、窓口へお越しください)  
なお、婚姻や転居などにより住所・氏名などが変更になった場合は失効しますので、再発行を希望する方は窓口へお越しください。

※マイナンバーカードの申請方法などについてはお問い合わせください。



# パスポート・相談窓口案内

## パスポート

問 市民課市民係 ☎62-3143

● **申請資格** 市に住居登録のある方

### ● 申請に必要なもの

- ①一般旅券発給申請書
- ②申請する日の前6カ月以内に発行された戸籍謄(抄本(全部(個人)事項証明書)
- ③写真  
申請する日の前6カ月以内に撮影したもの(無帽、正面、無背景、大きさは縦4.5cm×横3.5cm)
- ④本人確認できる書類  
顔写真がある公的身分証明書1点(運転免許証、マイナンバーカード等)または顔写真のない身分証明書2点
- ⑤前回取得したパスポート
- ⑥印鑑

### ● 受取に必要なもの

- ①一般旅券引換証
- ②印鑑
- ③手数料(収入印紙+北海道収入証紙)

10年	16,000円(14,000円+2,000円)
5年(12歳以上)	11,000円(9,000円+2,000円)
5年(12歳未満)	6,000円(4,000円+2,000円)

※12歳未満として申請できるのは、12歳の誕生日の前々日までです。

※申請から受取までに2週間程度の日数がかかります。

※代理人による受取はできません。

## 相談窓口案内

☞ 福祉相談は46ページ、子育て相談は51ページに掲載しています。

〈 広告 〉

それぞれの相談窓口は、開催月日が異なるため、電話でお問い合わせください。

## 総合相談

市民相談	市役所2階 企画広報課(直通☎63-0113、☎63-2525)
市政に対する意見・要望	市役所2階 企画広報課(直通☎63-0113) メール kouhoujouhou@city.bibai.lg.jp

## 生活

DV・女性相談	市役所2階 企画広報課(直通☎63-0113、☎63-2525) 保健センター(☎62-1173)
行政相談	【場所】コアビバイ内美唄ふるさとハローワーク
人権心配ごと相談	【お問い合わせ】市役所企画広報課(直通☎63-0113)
無料法律相談	総合福祉センター(☎62-0770)
(札幌)法律相談	法テラス札幌(☎050-3383-5555)
消費生活相談	美唄市消費生活センター (美唄市役所内☎62-4500)
一般相談(心配ごと相談)	総合福祉センター(☎62-0770)
各種税等の納付相談	市役所1階 税務課(☎62-3141)

## その他

労働相談	教育会館 美唄地区連合会(☎0120-662-571)
社会保険年金相談	【場所】美唄商工会議所(☎63-4196) 【お問い合わせ】岩見沢年金事務所(☎38-8001)
警察相談	警察相談専用電話(#9110)

〈 広告 〉

